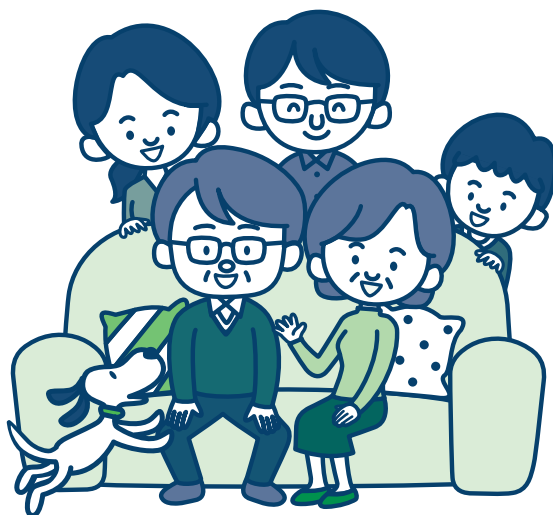


FUJIFILM 2026年度 商品パンフレット保存版

富士フイルムグループ団体保険のご案内

お得な
保険料30%の
割引適用！

従業員の皆さまとご家族の安心に！

<年に一度、保険の見直しをしませんか？>

【申込締切日】2026年1月29日(木)

【申込方法】

1

前年同条件で継続

お手続きは不要です。

2

新規・変更・脱退



以下はインターネットでお手続きください。



- ・団体損害保険（三井住友海上）
- ・社員グループ保険・積立年金保険（日本生命）

お手続きは FFBX ホームページから

<https://sp-jp.fujifilm.com/insurance/index.html>

※お申込みの際には、P5および別冊の重要事項説明書等を必ずお読みください。

富士フイルムホールディングス株式会社

富士フィルムグループの団体保険制度について

会社の福利厚生制度の一環として運営されている【富士フィルムグループ社員】のための保険制度です。

スケールメリットを生かした制度で加入できるさまざまな商品をご用意しております。
ご家族皆さままでご加入をご検討ください。

団体保険のメリット

- ① 団体保険として各種割引が適用されたお得な保険料
- ② 退職後も継続可能※
- ③ ご家族の方の加入も可能※
- ④ ライフイベントの変更に応じた見直しが可能
- ⑤ お申込み、お手続きが簡単
→保険料のお支払いは給与天引き
→ご加入にあたり医師の診査は不要

※一部商品により異なります。

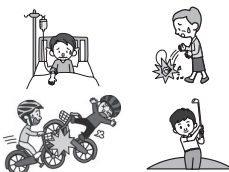
お取り扱い商品

日常のリスクに対応するあらゆる商品を取りそろえて皆さまのニーズにお応えします。

保険募集期間にお手続きいただける商品

団体損害保険 三井住友海上

各種の損害に備える保険



ケガ保険
賠償保険
ゴルフ向け保険
病気保険
携行品保険
長期収入サポートプラン

いのちの保険 日本生命

万一の死亡・所定の高度障がい状態に備える保険



社員グループ保険
(団体用生命保険)

積立保険 日本生命

財産形成や老後に備える保険



積立年金保険

通年お手続きいただける商品

自動車保険 三井住友海上・東京海上日動火災

自動車の保険



GK くるまの保険
トータルアシスト

火災保険／地震保険 三井住友海上

住まいの保険



GK すまいの保険

医療保険 アフラック

病気やケガに備える保険



医療保険
がん保険

ペット保険 アニコム損保

ペットの保険



どうぶつ健保

2026 年度の主な改定について

■三井住友海上＜団体損害保険＞病気保険について

■疾病手術に伴う費用補償特約・疾病手術臨時費用対象外特約の廃止（8E、8I、8H、8Fセット）

手術日以降の入院中の治療費等の実費をお支払いしていましたが、特約廃止に伴い、疾病手術費用保険金は支払い対象外となります。

■三井住友海上＜団体損害保険＞についてコロナ禍以降の医療状況や物価上昇などを踏まえ、保険料が改定となります。何卒ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

各プラン保険料は P 7～P 14 をご確認ください。

インターネットによるお手続き

以下の商品はインターネットによるお手続きとなります。

- ① 団体損害保険（三井住友海上）
 - ② 社員グループ保険（日本生命）
 - ③ 積立年金保険（日本生命）
- ……………パソコン可・スマホ可。

お勤め先によってインターネット手続きをご利用いただけない場合があります。

詳細は「インターネット手続きのご案内」を参照のうえご利用ください。

インターネットによるお手続きサイトの入り口

①～③いずれも、富士フィルムビジネスエキスパート（FFBX）のホームページ（以下、HP）※内の「保険メニューのご案内」ページよりアクセスし、お手続きください。

<https://sp-jp.fujifilm.com/insurance/index.html>

STEP 1：トップ画面の「団体保険 一斉募集のご案内」をクリックしてください。



STEP 2：「富士フィルム・富士フィルム関連会社従業員の方はこちら」をクリックしてください。



STEP 3：Web 手続きのできる①～③の商品は「ID・初回 PW」を参照のうえ、「お手続き」をクリックしてください。

【ご注意】

※FFBX の HP よりアクセスいただかないと保険会社サイトの認証がされず、お手続きいただけない場合がございます。

※①団体損害保険（三井住友海上）のお手続きは「Microsoft Edge」をご使用ください。

※スマホでお手続きの場合

STEP 1・2 の代わりに、
以下より、STEP 3 へ



保険金・給付金のインターネット手続きについて

●保険金・給付金のお手続きも HP より連絡、依頼ができます。

●団体損害保険（三井住友海上）は専用 WEB サイトで以下のことが可能です。
（ご利用には条件があります）

○ケガ保険／病気保険／携行品保険は事故の連絡から保険金請求まで完結ができます。

詳細は同封の三井住友海上「保険金請求 WEB システム」をご参照のうえご利用ください。



給付金のお手続きページ

富士フイルムグループ団体保険 商品一覧

富士フイルムグループにお勤めの皆さまとご家族さまだけが加入いただける制度です。

	保険種類		保険料 割引率等	保障(補償) 対象地域	加入対象者 (被保険者となれる方)	加入年令 (保険始期日時点)	退職後の継続	保険始期 (契約日)	保険終期	保険料払込方法 (給与天引き)	ネット 手続き	お手続き方法			
	プラン	新規加入										変 更	脱退(解約)	変更なし	
保険募集期間にお手続きいただける商品	各種の損害に 備える保険	団体損害保険 (引受保険会社 三井住友海上)	 ケガ保険	30% ^{*1}	国内外問わず 	本人および家族 一部本人のみ 	 制限 なし	◎ 団体割引で 継続可 一部プラン 変更要	2026 年 4 月 21 日 午後 4 時	2027 年 4 月 21 日 午後 4 時	6 月給与から	○ 保険募集 期間のみ	● 団体募集期間： インターネットにて お手続きください。 ● 団体募集期間以外： FFBX 保険 SC へ お問い合わせください。		
			 病気保険	30% ^{*1}	*2	本人および家族 一部本人のみ  ^{*3}	◎ 団体割引で 継続可 一部プラン 変更要								
			 賠償保険	30% ^{*1}	*4	本 人  ^{*5}	◎ 団体割引で 継続可								
			 携行品保険	30% ^{*1}	国内外問わず 	本 人 (家族型あり) 	 制限 なし	◎ 団体割引で 継続可							
			 ゴルファー向け保険	6 E、6 D 6 A、6 B	30% ^{*1}	*6	本人および家族 	 制限 なし							◎ 団体割引で 継続可
				6 F	30% ^{*1}	*7	本 人 	 制限 なし							◎ 団体割引で 継続可
			 長期収入サポートプラン		30%	国内外問わず 	本 人 	15 才～ 59 才							×
万一の死亡・ 所定の 高度障がい状態 に備える保険	 社員グループ保険 (引受保険会社 日本生命)	団体取扱	国内外問わず 	本人および家族 	本 人 14歳6カ月超 [*] 70歳6カ月以下 (75歳6カ月まで継続可) ※配偶者は満18歳以上 こども 2歳6カ月超22歳6カ月以下	△ 詳細は別冊 P43・P55 をご確認 ください。	2026 年 4 月 1 日	2027 年 3 月 31 日	4 月給与から	○ 保険募集 期間のみ ^{*8}	インターネット				
財産形成や 老後に 備える保険	 積立年金保険 (引受保険会社 日本生命)	団体取扱	国内外問わず 	本 人 	満 15 歳～満 58 歳	×	2026 年 5 月 1 日	最終回の年金 支払日・全額 一時金支払日 に終了。	月 払：4 月給与から 賞与払：夏の賞与から	○ 保険募集 期間のみ ^{*8}	インターネット	FFBX 保険 SC へお問 い合わせく ださい。			
通年お手続きいただける商品	病気やケガに 備える保険	 医療保険 (引受保険会社 アフラック)	団体取扱	国内外問わず 	本人および 二等親以内の家族 	0 歳～ 85 歳	○ 個別扱いで 継続可	 随時	一生涯の保障 (一部の保障・ 特約は除く)	保険契約日の 当月給与から	×	お見積り・資料請求はこちらか らお問い合わせください。 			
		 がん保険 (引受保険会社 アフラック)	約 0.9% ^{*14}	国内外問わず 	本人および 二等親以内の家族 	0 歳～ 85 歳	○ 個別扱いで 継続可	 随時	一生涯の保障 (一部の保障・ 特約は10年更新)	保険契約日の 当月給与から	×				
	自動車の保険	 自動車保険 (引受保険会社 三井住友海上火災・ 東京海上日動火災)	35.0% ^{*9、10}	国内のみ 	本人および家族 	 制限 なし	◎ 団体割引で 継続可	 随時		保険始期月の 2ヵ月後給与から	○	FFBX 保 険 SC へ ご連絡く ださい。 申込書を 送付しま す。	FFBX 保険 SC へお 問い合わせください。		
	住まいの保険	 火災保険／地震保険 (引受保険会社 三井住友海上火災)	10% (火災保険のみ)	国内のみ 	本人および家族 	 制限 なし	◎ 団体割引で 継続可	 随時		保険始期月の 2ヵ月後給与から	×				
	ペットの保険	 ペット保険 どうぶつ健保 (引受保険会社 アニコム損保)	月払約 10% ^{*11} 年払 3% ^{*12}	国内のみ 	本人および家族 (保険の対象 犬・猫) 	犬・猫 どうぶつ健保 「ふぁみりい」「ぶち」 7歳11ヶ月まで どうぶつ健保 「しにあ」8歳以上年齢 上限なし	◎ 団体割引で 継続可	 随時		保険期間開始月の 2ヵ月後より 口座振替	○ 新規お申込み のみ ^{*13}				

お手続きは不要です。

*1 損害率による割増引はいただいた保険料とお支払いした保険金との割合で決定し毎年見直されます。

*2 基本補償、親介護一時金・休業補償・本人介護一時金は国内外問わず、先進医療は国内で先進医療を受けた場合のみ対象。

*3 親介護一時金・休業補償は基本補償の被保険者本人の親(姻族含む)。

*4 傷害死亡・後遺障害、日常生活賠償は国内外問わず(日常生活賠償は一部国内のみ補償^(注))、受託物賠償は国内で借りたもののみ国内外で補償^(注)。
(注)詳細は別冊 P10、P11 をご参照ください。

*5 日常生活賠償および受託物賠償は、本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚の子も補償対象。

(注)詳細は別冊 P25 の 1. (1) をご参照ください。

*6 ゴルファー賠償責任補償・傷害補償・ゴルフ用品補償は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内のみ補償。

*7 傷害死亡・後遺障害は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内のみ補償。

*8 加入内容照会は通年で可能。

*9 2025 年 3 月 1 日始期～2026 年 2 月 28 日始期の契約は、団体割引 35% が適用されます。団体割引は、富士フイルムグループ全体のお引受実績に応じて毎年 3 月 1 日に見直されます。2026 年 3 月 1 日以降始期契約の団体割引率は、FFBX 保険 SC へお問い合わせください。

*10 団体扱の対象となる方の範囲(契約者・記名被保険者・車両所有者等)や団体扱特約失効時の取扱いについては、取扱代理店までお問い合わせください。

[注意] この表示は各社保険商品の概要を示したものであり、参考情報として提供するものです。商品の詳細は商品説明および重要事項説明書(ご加入にあたっての留意点)を必ずご確認ください。また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

るものです。商品の詳細は商品説明および重要事項説明書(ご加入にあたっての留意点)を必ずご確認ください。また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

*11 保険料の分割割増がかからないため。

*12 一括割引適用のため。

*13 既にアニコムにご契約の方は、団体扱への切替は紙帳票での申込となります。

*14 割引率はご加入内容等によって異なります。ご年齢や保障内容等によっては個別料率と同じ保険料となる場合があります。

お手続きは不要です。

ケガ保険

病気保険

携行品保険

保険募集期間のみ

インターネット

インターネット

インターネット

インターネット

インターネット

インターネット

インターネット

インターネット

インターネット

インターネット

インターネット

お手続きの注意点

1. ご加入／ご継続にあたっての留意点

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

2. 募集締切後の脱退（解約）

「社員グループ保険」について、募集締切（2026年1月29日）後の中途脱退（死亡時、退職時は除く）は原則できません。

団体損害保険は P15 < Q8 > をご確認ください。

3. 病気保険（団体損害保険）について

- 継続加入の方は原因発生日（発病日）が 2026 年 4 月 21 日午後 4 時以前、あるいは入院開始日が 2026 年 4 月 21 日午後 4 時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなることがあります。
- 原因発生日（発病日）時点でご加入のない場合は、お支払いの対象とならないことがあります。
- 病気保険は年令によって保険料が変わりますので、必ず P 9～10 で保険料をご確認ください。

・病気保険では、新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。質問のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。

・特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方については、継続時にあらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。（詳細は別冊 P36～P42「健康状況告知書ご記入のご案内」「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。）

4. 長期収入サポートプランについて

- 長期収入サポートプランでは、新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。質問 1、2 のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。
- 長期収入サポートプランは年令によって保険料が変わりますので、必ず P13 で保険料をご確認ください。

5. パンフレットについて

商品パンフレットと別冊（重要事項説明書）は、必ずセットで 1 年間保管ください。

お勤め先が富士フイルムグループ資本から外れた場合のお取扱い

本制度は富士フイルムグループの福利厚生であるため、お勤め先が何らかの理由により富士フイルムグループの資本外となった場合は契約の継続は出来ません。脱退等のお手続きは富士フイルムビジネスエキスパートよりご案内いたします。
（アクサ生命、アフラックの医療保険、がん保険、自動車保険、火災保険、ペット保険は個人契約へ移行し継続可能です。）

ご退職時のお手続き

●退職後継続のお取扱いについて

団体契約または 団体扱いで継続	……………	・団体損害保険（長期収入サポートプランを除く） ・社員グループ保険（原則、定年退職者に限る） ・自動車保険 ・火災保険 ・ペット保険 ※翌年からは富士フイルムグループ OB 団体として、口座引落（団体損害保険は半年払い、自動車保険・火災保険は年払い）で継続が可能です。なお、社員グループ保険は退職後継続保障制度へ移行となります。
個人扱いで継続	……………	・アクサ生命（新規募集停止） ・アフラック ※団体割引が適用外となるため、一般保険料（個別保険料）での継続となります。
退職により終了	……………	・長期収入サポートプラン ・積立年金保険

●退職手続きのながれ

ご退職時にお手続きが必要な方に対し、富士フイルムビジネスエキスパート(株)保険サービスセンターより
手続書類をお送りいたします。
保険種類・内容等により、当年の残り保険期間相当分の保険料を一括でお支払いしていただく場合があります。

ケ ガ 保 険	保 険
病 気 保 険	保 険
携 行 品 保 険	保 険
賠 償 保 険	保 険
ゴ ル フ ア イ ン ド ア 保 険	保 険
長 期 収 入 サ ポ ー ト プ ラ ン	保 険
社 員 グ ル ー プ 保 険	保 険
積 立 年 金 保 険	保 険



割引率
30%

ご加入 対 象	退職後 継 続	別 冊 ペー ジ
社員本人 および 家族	*○	P 1～ P 2

*一部プラン変更要

補償内容

ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償します。入院、通院ともに1日目から補償します。通院のみでもお支払いします。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプラン1口に加入いただけます。（複数プランの加入はできません。）

このような場合に役立ちます！ 天災危険補償特約付きですので、地震や噴火、これらに起因する津波によるケガも補償対象です。



自転車で転んでケガをした。



交通事故でケガをした。



スキーで転んでケガをした。



地震でがれきの下敷きになりケガをした。

就業中対象外

被保険者になれる方：社員本人のみ

		1 A	2 A
傷害入院保険金日額	事故発生日から180日以内 180日限度	5,000 円	10,000 円
傷害通院保険金日額	事故発生日から180日以内 90日限度	3,500 円	7,000 円
傷害手術保険金	事故発生日から180日以内	入 院 中 の 手 術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の 5 倍	
傷害死亡・後遺障害保険金額	事故発生日から180日以内	255 万円	510 万円
月額保険料（年令にかかわらず）		930 円	1,870 円

1A～2Aプランは社員本人のみご加入いただけます。お仕事中の事故はお支払いの対象とはなりません。ただし、通勤途上の事故はお支払いの対象となります。

*社員とは、富士フイルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方をいいます。

24 時間補償

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族*（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）
※家族の範囲は 15 ページ（Q 1）をご確認ください。

		1 B	2 B	1 C	2 C
傷害入院保険金日額	事故発生日から180日以内 180日限度	4,000 円	8,000 円	5,000 円	10,000 円
傷害通院保険金日額	事故発生日から180日以内 90日限度	2,000 円	4,000 円	3,500 円	7,000 円
傷害手術保険金	事故発生日から180日以内	入 院 中 の 手 術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の 5 倍			
傷害死亡・後遺障害保険金額	事故発生日から180日以内	240 万円	480 万円	240 万円	480 万円
月額保険料（年令にかかわらず）		950 円	1,880 円	1,360 円	2,720 円

Pickup!

＼自転車に乗る方必見！／

自転車事故リスクへの備え

＼自転車を運転する際のリスクは2種類！それぞれ備えが必要です。

被害者への賠償リスクへの備え

賠償保険
5 F プラン
(11 ページ)



自身のケガリスクへの備え

ケガ保険
1 A～2 C 全6プラン
(7 ページ)

＼賠償リスクへの備えは大切です！

自転車による加害事故

9,521 万円の賠償判決

判決事例

男子小学生（11 才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62 才）と正面衝突。
女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
（神戸地方裁判所 2013 年 7 月 4 日判決）
一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え（2025 年 8 月版）」より

賠償保険（5 F）への加入で

1 億円まで補償！さらに示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受けします。

➡ 賠償保険（5 Fプラン）の保険金額、保険料は 11 ページをご覧ください。

！ ご注意点

ケガとは

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

通院認定について

柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

傷害死亡保険金受取人

傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。

みなし通院について

通院されない場合で、所定の部位を固定するためにギプス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限ります。
「ギプス等」とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。
また、補償範囲は次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限ります。
・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
・長管骨に接続する3大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。）。
・肋骨または胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

団体総合生活補償保険（標準型）
日常生活賠償特約・受託物賠償責任補償特約・携行品損害補償特約

賠償保険・携行品保険

割引率
30%

ご加入 対 象	退職後 継 続	別 冊 ペー ジ
社員本人*	○	P10～ P12
*賠償部分：家族は自動対象 携 行 品：家族型あり		

6F：団体総合生活補償保険（標準型）、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
6F以外：団体総合生活補償保険、ゴルフアー賠償責任保険特約
ゴルフアー傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

ゴルフアー向け保険

割引率
30%

ご加入対象		退職後 継 続	別 冊 ペー ジ
6 F	6E、6D、6A、6B	○	P13～ P18
社員本人	社員本人および家族		

賠償保険

補償内容

他人の身体・財物に損害を与えるなどして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ

※社員本人1名のご加入でご家族も補償対象となります。（傷害死亡・後遺障害保険金を除く）

	5 F
日常生活賠償保険金額 国内示談交渉サービス付	1 億円
受託物賠償責任保険金額 免責金額：5,000 円	10 万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内 ※社員本人のみ対象	100 万円

月額保険料	210 円
-------	-------



ご注意点

対象地域	「日常生活賠償」「傷害死亡・後遺障害」は国内外補償（日常生活賠償は一部国内のみ補償 ^(注) ）、「受託物賠償」は国内で借りたもののみ国内外で補償 ^(注) します。なお、「日常生活賠償」の示談交渉サービスは国内のみ対象となります。（注）詳細は別冊 P 10、P 11 をご参照ください。
日常生活賠償でお支払対象となる事故	社員本人が日常お住まいの住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故（単身赴任の場合は、単身赴任先とご自宅の両方が対象となります。）、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故が対象です。（仕事上の損害賠償責任は対象外です）
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

携行品保険

補償内容

外出先での携行品に発生した破損・盗難等の損害を補償します。

社員本人1名のご加入で
自動的にご家族※を補償！

傷害死亡・後遺障害保険金は、社員本人のみ補償対象です。
※家族の範囲は15ページ<Q4>をご確認ください。

日常生活賠償保険金については、同様の保険契約がある場合は補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

このような場合に役立ちます！

自転車リスクに備えて！



自転車に乗っていて他人にぶつかり、ケガをさせてしまった。



他人から借りたビデオカメラを過って壊してしまった。



洗濯機の水を過って溢れさせ、階下の他人宅の家具を汚してしまった。



デパートの高額商品を過って壊してしまった。

携行品に発生した破損・盗難等の
損害を国内外問わず補償！

このような場合に役立ちます！



自分のカメラを落としてしまい、壊してしまった。



旅行中に持っていたカバンを盗まれてしまった。
〔盗難の場合は警察への
届出が必要となります。〕

ゴルフアー向け保険

補償内容

ゴルフプレー中のさまざまな事故やホールインワン・アルバトロス達成時の諸費用を補償します。

このような場合に役立ちます！



プレー中にキャディーの指示によらず打ったため、第三者に損害を与えてしまった。（6 F 以外）



ゴルフプレー中にケガをしてしまった。



ゴルフ場でゴルフ用品に損害を被ってしまった。（6 F 以外）



国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した。（*）

- （*）日本国内の9ホール以上を有する有料のゴルフ場でのプレー中に限ります。
●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は別冊 P16～18 をご参照ください。
①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：6 F 以外⇒社員本人・そのご家族（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）6 F⇒社員本人のみ

補償対象者	6 E	6 D	6 A	6 B	6 F
	本人・そのご家族				本人
ゴルフアー賠償責任保険金額	2 億円	1 億円	1 億円	5,000 万円	—
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内	1,000 万円	980 万円	530 万円	330 万円	50 万円
傷害入院保険金日額 事故発生日から180日以内 180日限度	15,000 円	14,700 円	7,950 円	4,950 円	—
傷害通院保険金日額 事故発生日から180日以内 90 日限度	10,000 円	9,800 円	5,300 円	3,300 円	—
傷害手術保険金 事故発生日から180日以内	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の 5 倍				—
ゴルフ用品保険金額	54 万円	40 万円	27 万円	12 万円	—
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	100 万円	50 万円	35 万円	20 万円	70 万円
月額保険料	1,460 円	920 円	610 円	370 円	670 円



ご注意点

傷害保険金	6 E、6 D、6 A、6 B：ゴルフ中のケガのみ補償対象となります。 6 F：傷害死亡・後遺障害は24時間（ゴルフ中以外も）補償となります。入院、通院、手術の補償はありません。
ホールインワン・アルバトロス達成地域	「ホールインワン・アルバトロス費用補償」は日本国内で達成された場合に限りします。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガはお支払いの対象外です。

【補償の重複について】

賠償保険、ケガ保険、携行品保険とゴルフアー向け保険では、補償の一部が重複する場合があります。下記の比較表を参考に、加入セットをお選びください。また、自動車保険や火災保険の賠償特約をセットされている場合、補償が重複しますので、ご注意ください。（補償が重複した場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。）

保険種類	地域		特 徴	保険金の種類	地域		特 徴
	国内	海外			国内	海外	
賠償保険	○	△	日常生活（ゴルフ中を含む）において損害賠償責任を負った場合	ゴルフアー賠償責任補償	○	○	ゴルフの練習、競技または指導中の事故により損害賠償責任を負った場合
ケガ保険	○	○	日常生活（ゴルフ中を含む）のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償	ゴルフアー傷害補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフの練習、競技または指導中のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償（6 F は日常生活のケガによる死亡・後遺障害のみ）
携行品保険	○	○	日常生活において発生した盗難・破損・火災などにより携行品（ゴルフ用品含む）に損害が発生した場合	ゴルフ用品補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難・ゴルフクラブの破損・曲損が発生した場合
ホールインワン・アルバトロス費用（6 F）	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償	ホールインワン・アルバトロス費用（6 E、6 D、6 A、6 B）	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償

●詳細は別冊 P 1～18 をご覧ください。



ご注意点

携行品とは	住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品となります。保険金のお支払額や補償対象外となる主な「携行品」など必ず別冊 P 12、P 20 をご参照ください。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。
修理不能の場合	修理できない場合、または修理代が再調達価額を超えた場合は、再調達価額を損害の額とします。
免責金額	免責金額（自己負担額）は1回の事故につき3,000円となります。
支払限度額	損害の額は1個、1組または1対のものに対して10万円が限度となり、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。なお、保険期間通算で30万円が限度となります。

ケガ
保
険

病
気
保
険

携
行
品
保
険

保
険

サ
ポ
ー
ト
ラ
ン
シ
ン

長
期
収
入

保
険

積
立
年
金
保
険

保
険



長期収入サポートプラン

補償内容 ケガや病気で免責期間を超えて就業障害となった場合（最長 60 才に達する誕生日の前日まで（※））補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ

加入限度口数 5口 最高5口までご加入いただけます。ただし、保険金額が平均月間所得額の50%以下となるような口数でお申込みください。下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

団体長期障害所得補償保険金（1口）		A 5万円／月	
〔年令別〕 月額保険料	2026.4.21 時点の年令	男 性	女 性
	15～24才	314円	208円
	25～29才	330円	269円
	30～34才	398円	372円
	35～39才	492円	524円
	40～44才	682円	794円
	45～49才	899円	1,042円
	50～54才	1,061円	1,160円
	55～59才	1,010円	992円

●免責期間（支払対象外期間）は180日です。

「長期収入サポートプラン」による長期の収入補償をおすすめします！！

ケガまたは病気による、長期にわたる就業障害を補償します！

ケガまたは病気により長期間にわたって就業障害となった場合に被保険者が被る損害について、最長 60 才に達する誕生日の前日まで（※）の長期間の補償を提供します。

在職中のケガや病気による就業障害については、ご退職後も補償します！

在職中のケガや病気の原因で就業障害となりご退職された場合には、保険金支払条件を満たす限り、ご退職後も最長 60 才に達する誕生日の前日まで（※）補償します。

自宅療養期間中もお支払いの対象です！

入院・自宅療養*に関係なく、就業障害が続く限り保険金をお支払いします。
*医師の指示によるものに限りです。

一部復職した場合も対象です！

一部復職した場合でも障害が残り、20%を超えて所得が減額された場合にはお支払いの対象になります。

精神障害による就業障害も補償します！

精神障害補償特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して 24 か月を限度とします。

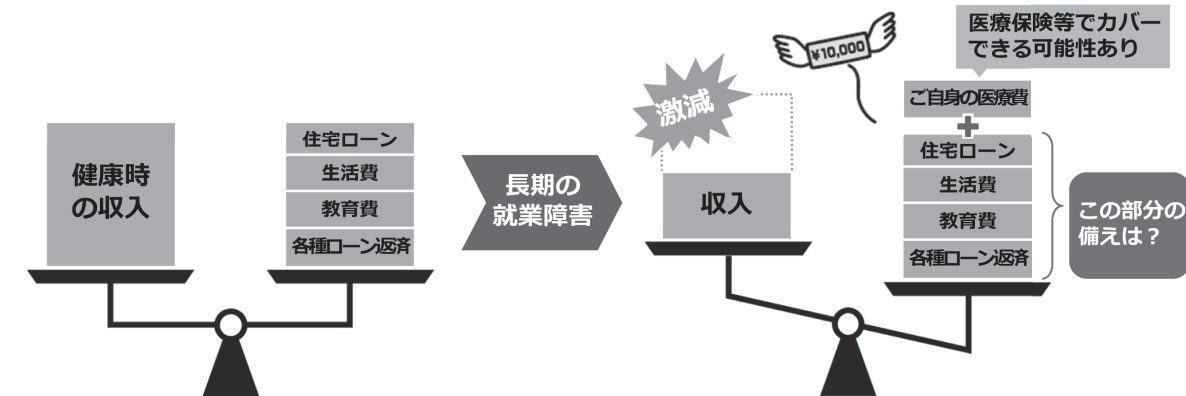
現役の方、かつ団体制度でのみご加入いただける保険です！

（※）ただし、免責期間の終了日の翌日から 60 才に達する誕生日の前日までの期間が 3 年に満たない場合はてん補期間を 3 年間とします。

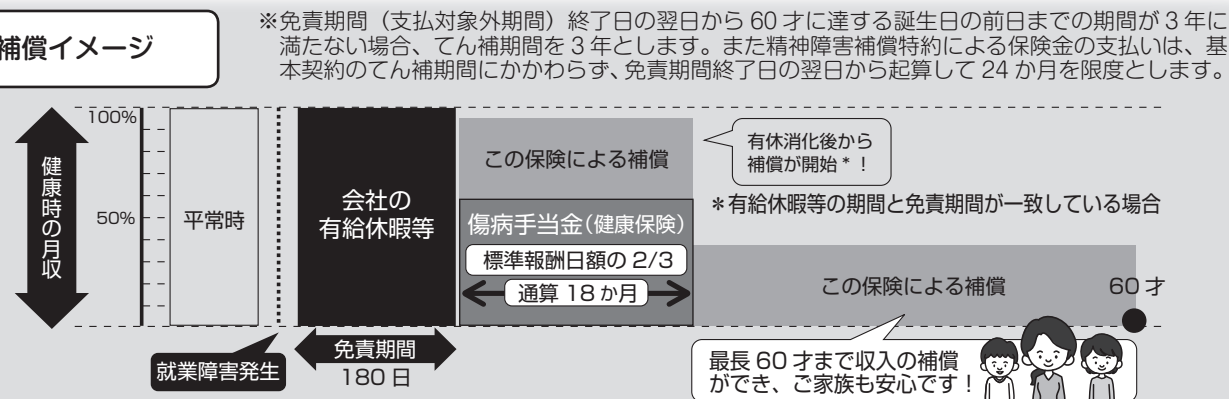
『長期収入サポートプラン』は、長期間働けなくなったとき、皆さまの生活をサポートします。

健康で働ける時に保たれている
収支のバランスも…

就業障害が長期化すると
大変なことに…



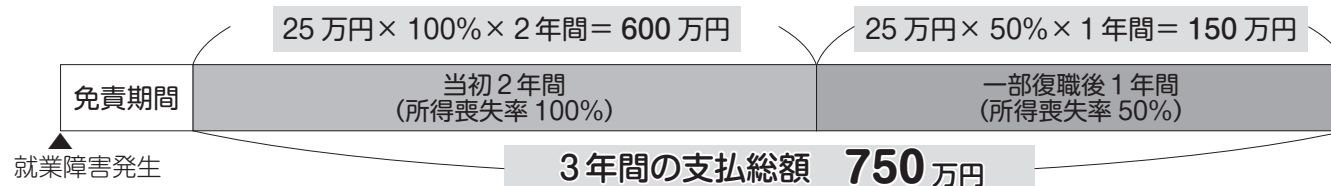
補償イメージ



支払事例

脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が2年間続いた。職務復職したものの1年間は正常勤務ができず月の所得額が50%減少した（所得喪失率が50%であった）が、それ以降は正常に勤務した。

保険金額（支払基礎所得額）25万円（5口加入）の場合



特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をさせていただきます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらかじめ告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
web手続き：「加入内容の確認」画面にて、既加入内容が表示されておりますので、「内容変更」ボタンを押下し、加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

加入申込票：「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（カナ）が表示されている場合は、二重線で削除してください。

なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入を継続いただくことができません。
ご不明な点がございましたら、代理人・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

団体損害保険 Q & A

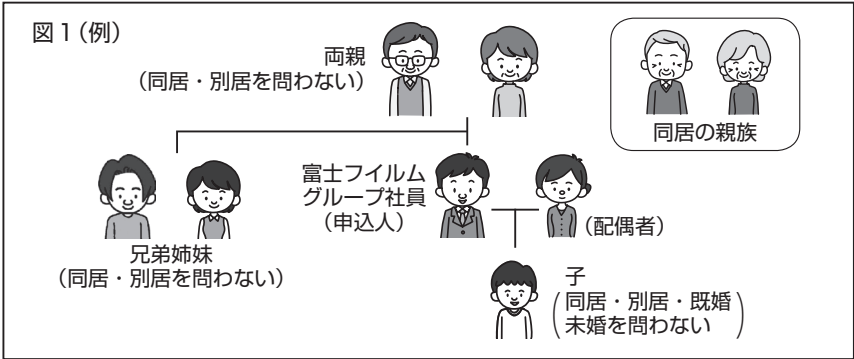
皆さんからよくある疑問・質問をまとめました！



加入の可否

<Q 1> ケガ保険、病気保険、ゴルファー向け保険（6E・6D・6A・6B）において家族はどこまで被保険者本人になれるですか？

A 1 家族のうち被保険者本人になれる範囲は、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および社員本人と同居している親族です。（図 1）



<Q 2> 子どもが結婚しましたが、引続き加入できますか？

A 2 ご加入いただけます。結婚によって姓が変わっている場合は、お手続きください。手続き方法は、Web の場合は、「加入内容の確認」画面より、「内容変更」のボタンを押下して、姓を変更いただき、加入申込票の場合打ち出している旧姓を訂正（カタカナ記入）し、訂正署名のうえ、提出してください。

<Q 3> 単身赴任で配偶者・子ども・親族と同居していませんが、加入できますか？

A 3 留守宅に残る親族のうち、配偶者・本人および配偶者の子ども・両親・兄弟姉妹についてはご加入いただけます。（加入資格において、配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹は同居・別居を問いません。）ご加入いただける補償については、パンフレットの各補償部分をご確認ください。

<Q 4> 賠償保険、携行品保険の 10G プランで補償される家族の範囲はどこまでですか？

A 4 本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子が補償対象となります。なお、賠償保険の傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者本人のみが補償対象となります。詳細は別冊 P25 をご覧ください。

健康に関する告知

<Q 5> 健康に関する告知の回答に「はい」となる項目が 1 つでもあると、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

A 5 質問項目のいずれかが「はい」の場合、お引受けできません。詳細については、別冊 P36 ～ P40 をご確認ください。
* ご加入をお引受けした場合でも、加入時以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となったり、増額前の加入内容でのお支払いとなる場合があります。
なお、『賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険』は告知の必要はありません。

<Q 6> 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

A 6 再加入時に健康に関する告知へご回答いただき、いずれの質問も「いいえ」の場合、お引受けします。
* 再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。
なお、『賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険』は告知の必要はなく、再加入は可能です。

<Q 7> 現在、特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気は完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

A 7 継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。ただし、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は発病時点の保険契約の条件で判断することがございます。

変更・脱退

<Q 8> 保険期間の途中で補償の追加、変更や脱退はできますか？

A 8 下記以外の口数の変更、プランの追加・変更・脱退などは受付をしておりません。これまで同様、一斉募集期間にお手続きいただけますようお願いいたします。
＜新規加入＞これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない社員が新規加入すること。
例：社員本人が初めて団体損害保険に加入する場合
＜被保険者の追加＞これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない被保険者が加入すること。
例：社員本人は加入済み、お子さまが初めて団体損害保険に加入する場合
＜全部脱退＞これまで、団体損害保険加入している社員がすべての補償から脱退すること。保険年度内に再加入は出来ません。
＜被保険者の脱退＞これまで、団体損害保険に加入している被保険者がすべての補償から脱退すること。

【お手続きできない内容の例】

例：ケガ保険に加入している方が、病気保険を追加で加入したい場合（プランの追加）
例：ケガ保険と病気保険に加入している方が、ケガ保険のみを脱退したい場合（プランの脱退）
例：ケガ保険のプラン 1A に加入しているが、2B に変更したい場合（プランの変更）

補償内容

<Q 9> 「ケガ」とはどういうものをいうのでしょうか？

A 9 ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」をいいます。たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返すに伴う疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガに該当しません。詳しくは別冊 P21 の＜※印の用語のご説明＞をご覧ください。

<Q 10> 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

A 10 異常妊娠、異常分娩または産じょく期の異常の場合は、「病気保険」の対象となります。詳しくは別冊 P 3 をご覧ください。

<Q 11> 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

A 11 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療による治療・自宅療養などの原因となった病気（「医学上因果関係がある病気」も含みます）を実際に医師が診察した日（＝初診日）となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

<Q 12> 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

A 12 病気手術の場合は入院していなくても対象となります。ただし、検査目的（生検）であれば対象となりません。

<Q 13> 胃がんで入院・手術し、保険金請求しましたが、1 年後に再発し、再入院することとなりました。補償されますか？

A 13 入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を超えているため、「1 回の疾病入院」にあたりません。よって、再発が判明した日（発病日）時点のご加入内容に基づき、保険金をお支払いします。

<Q 14> 『病気保険』、『長期収入サポートプラン』で精神的な病気も補償されますか？

A 14 『病気保険』（葬祭費用保険金を除く）は、「特定精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。詳細については、別冊 P 3～9 の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。『長期収入サポートプラン』は「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。詳細については、別冊 P19 ～ 20 の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

<Q 15> 『携行品保険 10F』に加入。配偶者の所有物を携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

A 15 被保険者本人の所有物でないため補償対象になりません。同様に「他人から借りたもの」なども被保険者の所有物でないため、補償対象になりません。

<Q 16> 携行品保険でスマートフォンや携帯音楽プレーヤー、タブレットの破損は補償されますか？

A 16 スマートフォン：対象外（携帯式通信機器にあたるため）
携帯音楽プレーヤー：対象（音楽機器にあたるため）
タブレット：対象外（携帯式電子事務機器にあたるため）

<Q 17> 『ゴルファー向け保険 6E』に加入。プレー中にゴルフクラブが折れてしまったのですが、補償されますか？

A 17 はい、補償対象です。ただし、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は補償対象外となります。

その他

<Q 18> 団体損害保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか？

A 18 『病気保険』（葬祭費用保険金は除きます）・『長期収入サポートプラン』が生命保険料控除の対象です。

<Q 19> 退職した場合、継続加入できますか？

A 19 補償の種類によって、継続可否が異なります。（表 1）

表 1

補償プラン		補償プラン	
ケガ保険（1A・2A）	24 時間補償プラン（1B・2B・1C・2C）のうちいずれかでの継続となります。	携行品保険	このまま継続が可能です。
ケガ保険（1A・2A 以外）	このまま継続が可能です。	ゴルファー向け保険	このまま継続が可能です。
病気保険（基本補償）	このまま継続が可能です。	長期収入サポートプラン	退職後はご継続できません。
賠償保険	このまま継続が可能です。		



社員グループ保険 ◆死亡保障・高度障がい保障

団体定期保険ーⅠ 《事務幹事》日本生命

商品内容のご説明

※別冊 P45 ～ 48 に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、別冊 P49 ～ 50 に記載の「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43 ～ 50 および P55 ～ 56 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

ご加入対象	退職後 継続	別冊 ページ
本人 or 本人・配偶者・子ども	△	P43～50 ・ P55～56

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間 1 年の商品です。
原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
☐ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

特色 死亡保障・所定の高度障がい保障のある掛捨て型の生命保険です。

- 1 団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で、充実した保障を確保できます。
- 2 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、別冊P49～50に記載の「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 3 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。
(ただし、健康状態等によっては新規加入および保障額を増額できない場合があります。)
- 4 ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。(配偶者さま・お子さまのみのお申込みはできません。)
- 5 主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※2025年9月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
- 6 被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
- 7 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金として受取ることもできます。
※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
※保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることができません。
※詳細についてはP21の「保険金の年金受取り(年金払特約)」をご参照ください。



保障額と保険料

年齢群団別 男女別月払保険料(概算)

(保険料の単位：円)

対 象	本 人														
	配 偶 者														
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	150 万円	300 万円	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	2,500 万円	3,000 万円	3,500 万円	4,000 万円	4,500 万円	5,000 万円	5,500 万円	6,000 万円	
保険年齢	性別														
15歳～35歳 (H2.10.2生～ H23.10.1生)	男性	148	298	498	996	1,494	1,992	2,490	2,988	3,486	3,984	4,482	4,980	5,478	5,976
	女性	113	228	381	762	1,143	1,524	1,905	2,286	2,667	3,048	3,429	3,810	4,191	4,572
36歳～40歳 (S60.10.2生～ H2.10.1生)	男性	174	350	583	1,167	1,750	2,334	2,917	3,501	4,084	4,668	5,251	5,835	6,418	7,002
	女性	155	312	520	1,041	1,561	2,082	2,602	3,123	3,643	4,164	4,684	5,205	5,725	6,246
41歳～45歳 (S55.10.2生～ S60.10.1生)	男性	219	439	732	1,464	2,196	2,928	3,660	4,392	5,124	5,856	6,588	7,320	8,052	8,784
	女性	178	358	597	1,194	1,791	2,388	2,985	3,582	4,179	4,776	5,373	5,970	6,567	7,164
46歳～50歳 (S50.10.2生～ S55.10.1生)	男性	290	582	970	1,941	2,911	3,882	4,852	5,823	6,793	7,764	8,734	9,705	10,675	11,646
	女性	231	463	772	1,545	2,317	3,090	3,862	4,635	5,407	6,180	6,952	7,725	8,497	9,270
51歳～55歳 (S45.10.2生～ S50.10.1生)	男性	441	883	1,472	2,945	4,417	5,890	7,362	8,835	10,307	11,780	13,252	14,725	16,197	17,670
	女性	383	768	1,280	2,560	3,840	5,120	6,400	7,680	8,960	10,240	11,520	12,800	14,080	15,360
56歳～60歳 (S40.10.2生～ S45.10.1生)	男性	500	1,002	1,671	3,343	5,014	6,686	8,357	10,029	11,700	13,372	15,043	16,715	18,386	20,058
	女性	479	960	1,600	3,200	4,800	6,400	8,000	9,600	11,200	12,800	14,400	16,000	17,600	19,200
61歳～65歳 (S35.10.2生～ S40.10.1生)	男性	530	1,062	1,770	3,540	5,310	7,080	8,850	10,620	12,390	14,160	15,930	17,700	19,470	21,240
	女性	490	982	1,637	3,274	4,911	6,548	8,185	9,822	11,459	13,096	14,733	16,370	18,007	19,644
66歳～70歳 (S30.10.2生～ S35.10.1生)	男性	571	1,143	1,906	3,813	5,719	7,626	9,532	11,439	13,345	15,252	17,158	19,065	20,971	22,878
	女性	506	1,013	1,689	3,379	5,068	6,758	8,447	10,137	11,826	13,516	15,205	16,895	18,584	20,274

対 象	こども	
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	300 万円	400 万円
保険年齢		
3歳～22歳 (H15.10.2生～ R5.10.1生)	210	280

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は4月給与から)
- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2026年4月1日)から適用します。
保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
《子ども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。
記載の保険料は、確定保険料を含め、2025年10月29日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年末満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
- 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保険金額でお申込みください。
- 上表にない保険年齢・保険金額の保険料については、FFBX 保険サービスセンターにご照会ください。

【退職時のお取扱い】

退職後のお取扱いについては、別冊P43・P55をご確認ください。

ケ
ガ
保
険

病
気
保
険

携
行
品
保
険

保
険

サ
ボ
ー
ト
ラ
シ

保
険

保
立
年
金
保
険



社員グループ保険

団体定期保険Ⅱ 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43 ～ 50 および P55 ～ 56 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■保険金のお支払事由

【死亡保険金】……………引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障がい保険金】…引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（＊１）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（＊２）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。
したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（＊１）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
（＊２）対象となる「高度障がい状態」とは

① 両眼の視力を全く永久に失ったもの

② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

③ 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの

④ 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの

⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑦ １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑧ １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

１．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

２．眼の障がい（視力障がい）

（１）視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
（２）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
（３）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

３．言語またはそしゃくの障がい

（１）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。
① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
（２）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

４．上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

■保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

●引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（＊１）日から起算して１年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
・保険契約者・被保険者の故意。
・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱。（＊２）
（＊１）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
（＊２）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

●高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（＊１）時以後に生じた場合にかぎりです。（原因となる傷病がご加入（＊１）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
したがって、原因となる傷病がご加入（＊１）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

●告知義務違反による解除の場合
ご加入（＊１）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（＊１）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
●詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
●不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
●保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
●重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）
① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

■「障がい」の表記

当パンフレット（社員グループ保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ケ
ガ
保
険

病
気
保
険

携
行
品
保
険
金

保
険
金
の
積
立
金

保
険
金
の
積
立
金

保
険
金
の
積
立
金



社員グループ保険

団体定期保険Ⅲ 《事務幹事》日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43 ～ 50 および P55 ～ 56 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

MEMO

■ 保険金の年金受取り（年金払特約）

万一の場合、残されたご家族の月々の生活費としても活用いただくことができます。

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金として受取ることもできます。

※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることができません。

① 全額一時金

保険金はやっぱり一時金で受取りたい。そのお金で、葬儀費用や各種ローンの支払いを済ませよう。

② 一時金＋年金

葬儀費用のために多少は一時金で受取りたい。残った保険金は、年金受取りにして、今後の生活費や教育費にあてよう。

③ 全額年金

一括受取りは個人保険でカバーできているから、全額年金受取りにして、今後の生活費を増やしたい。

【年金の種類と内容】

年金の種類	種類	確定年金	保証期間付終身年金
	受取期間	5年、10年、15年	終身(保証期間15年)
年金の型		定額型・逓増型(年5%の単利)	
年金受取り		次のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)	
年金受取開始日		次のいずれかを選択〔2月1日、5月1日、8月1日、11月1日〕	
一括受取請求		年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	同左 (ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)
年金受取人が死亡された場合		残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
年金受取開始日後の配当金のお受取方法について		年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただきます。 ○年金とともに受取る方法 ○年金の買増にあてる方法 ○利息をつけて積立てる方法	
年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について		所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。 (*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。	

- 第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取り時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



ケ
ガ
保
険

病
気
保
険

携
行
品
保
険
賠
償
保
険

保
険
ゴ
ル
フ
ア
ー
同
じ

サ
ポ
ー
ト
フ
ラ
ン
シ

保
険
社
員
グ
ル
ー
プ

保
険
積
立
年
金

※別冊 P51～54に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43～44 および P51～56 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。

在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

●財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

☐ 給付内容はニーズに合致していますか。

☐ ご自身が選択された保険料（加入口数）、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

この保険の特徴

●この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者（被保険者）とし、ご加入者（被保険者）の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。

●在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。

●ご加入者（被保険者）が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者（被保険者）に脱退一時金をお支払いします。

また、ご加入者（被保険者）が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

加入(増額)日：2026年5月1日（ただし、半年払（賞与払）の保険料部分の加入（増額）日は2026年7月1日です。）

■保険料

	1口あたりの保険料	最 低	最 高
月払（給与払）	1,000 円	5口＝ 5,000 円	999口＝ 999,000 円
半年払（賞与払）	10,000 円	1口＝ 10,000 円	999口＝9,990,000 円
退職時一時払	10,000 円	10口＝100,000 円	999口＝9,990,000 円 かつ、確定年金選択時は保険料払込期間満了時積立金相当額まで

- 保険料はご加入者（被保険者）負担です。 ●月払（給与払）保険料は毎月の給与から控除します。（第1回目は4月給与から）
- 半年払（賞与払）保険料は年2回の賞与から控除します。（第1回目は夏の賞与から）
- 退職時一時払保険料は団体指定の口座に振込みいただけます。 ●半年払（賞与払）・退職時一時払を活用される場合でも、月払（給与払）のご加入が必要です。
- 保険料払込期間満了日：（社員・嘱託）満60歳に達した日とします。

(役員・再雇用嘱託・シニアスタッフ) 満 70 歳に達した日とします。(ただし、再雇用嘱託・シニアスタッフが満 70 歳に達する前に契約満了を迎えられた場合は契約満了日、役員が満 70 歳に達する前に退任された場合は退任時までとします。)

●保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が1年以上ある方にかぎります。

■保険料の減額

●別表1の事由に該当する場合にかぎり、保険料を減額することができます。保険料の減額のお申込みは募集期間中にかぎります。ただし、月払（給与払）5口・半年払（賞与払）1口を最低残すものとします。

別表 1 ①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。）
⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者（被保険者）が保険料の拠出に支障のある場合

■保険料の払込中断

●上記別表1の事由に該当し、やむを得ない場合にかぎり、保険料のお払込みを中断することができます。（ただし、月払（給与払）保険料のお払込みのみを中断することはできません。なお、月払（給与払）・半年払（賞与払）両方の保険料のお払込みを中断する場合は3年を限度とします。また、半年払（賞与払）保険料のお払込みのみを中断する場合は、期限はありません。）なお、保険料の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。また、半年払（賞与払）保険料のみの払込中断期間中に死亡された場合、半年払（賞与払）保険料部分の死亡加算はありません。

■保険料積立金の一部受取り（減口）

●別表2の事由に該当し、やむを得ない場合にかぎり、保険料積立金の一部を受取ること(減口)ができます。●ご希望により1年単位で最長10年まで
なお、保険料積立金の一部受取りは最低30万円以上、1万円単位でお取扱いします。年金の受取開始を繰延べることができます。
保険料の減額、保険料の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることとはできません。繰延期間中は、保険料のお払込みや保

別表 2 ①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得
④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済

■年金の繰延

●ご希望により1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り（減口）はお取り扱いできません。

■給付額試算表

●下表は、前提・条件において計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は＜当パンフレットに記載の給付額について＞をご確認ください。

月払（給与払）10口10,000円、半年払（賞与払）1口10,000円加入の場合〈保険料払込期間満了年齢：60歳〉

積立期間 (年)	払込保険料 累計額 (万円)	積立金額 (脱退一時金額) (約) (円)	10年確定年金 基本年金月額 (男女共通) (約) (円)	15年保証期間付終身年金 基本年金月額(男性) (約) (円)	15年保証期間付終身年金 基本年金月額(女性) (約) (円)
1	14	140,400	(1,200)	(500)	(500)
2	28	282,500	(2,400)	(1,100)	(1,000)
3	42	426,000	(3,700)	(1,700)	(1,500)
4	56	571,100	(5,000)	(2,300)	(2,000)
5	70	717,700	(6,200)	(2,900)	(2,500)
6	84	866,000	(7,500)	(3,500)	(3,100)
7	98	1,015,800	(8,900)	(4,100)	(3,600)
8	112	1,167,300	10,200	(4,700)	(4,100)
9	126	1,320,500	11,500	(5,300)	(4,700)
10	140	1,475,200	12,900	(5,900)	(5,200)
11	154	1,631,700	14,300	(6,600)	(5,800)
12	168	1,789,900	15,600	(7,200)	(6,400)
13	182	1,949,800	17,000	(7,900)	(7,000)
14	196	2,111,400	18,500	(8,500)	(7,500)
15	210	2,274,800	19,900	(9,200)	(8,100)
16	224	2,440,100	21,300	(9,900)	(8,700)
17	238	2,607,100	22,800	10,500	(9,300)
18	252	2,775,900	24,300	11,200	(9,900)
19	266	2,946,700	25,800	11,900	10,500
20	280	3,119,300	27,300	12,600	11,200
21	294	3,293,700	28,800	13,300	11,800
22	308	3,470,200	30,400	14,000	12,400
23	322	3,648,600	31,900	14,800	13,100
24	336	3,829,000	33,500	15,500	13,700
25	350	4,011,400	35,100	16,200	14,400
26	364	4,195,700	36,700	17,000	15,000
27	378	4,382,200	38,400	17,800	15,700
28	392	4,570,800	40,000	18,500	16,400
29	406	4,761,300	41,700	19,300	17,000
30	420	4,954,100	43,400	20,100	17,700
35	490	5,950,500	52,100	24,100	21,300
40	560	7,003,500	61,400	28,400	25,100

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

〈当パンフレットに記載の給付額について〉

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入人口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が生じる場合があり、その期間は変動する可能性があります。ごさいますので、ご注意ください。

なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

1. 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - (1) この保険契約全体の加入口数が月払(給付払)8,232口、半年払(賞与払)2,515口を常に維持していることを前提とします。
 - (2) ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - (3) 引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率・予定事業費率等)(2026年5月1日時点(予定)※)、および引受割合(2025年9月4日現在)に基づき計算しております。※計算時点で幹事会社の管理している各社数値
 - (4) この保険契約における2025年2月1日現在の保険料積立金が「積立期間」の期始にあるものとして計算しております。
 - (5) 記載の金額には、配当金を加味してありません。
2. 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率・予定事業費率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少等の変動をする場合があります。
3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにされない場合もあります。
4. 年度＜2026年2月1日～2027年1月31日＞途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りにできません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
5. 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。
6. 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
7. 給付額試算表は、2月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(5月1日)加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。



積立年金保険

(旧名称：積立式団体終身保険)

拠出型企業年金保険 《事務幹事》日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43 ～ 44 および P51 ～ 56 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■給付内容

＜保険料払込期間満了後の給付内容＞

I. 年金コース（拠出型企業年金保険）

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者（被保険者）にお支払いします。
※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

10年確定年金、15年保証期間付終身年金

《10年確定年金》

- 年金受取期間中
10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。ご加入者（被保険者）が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

《15年保証期間付終身年金》

- 保証期間中
15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。ご加入者（被保険者）が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）
15年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
- 保証期間経過後
ご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）
- 年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 加入期間が2年以上かつ満50歳以上満70歳未満で退職した場合も、年金で受取ることができます。
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。

II. 一時金コース

- 保険料払込期間満了時積立金を一時金としてお支払いします。

2026年4月から保険事務費の水準が見直されることにより、商品改定以降は利回りが向上(注)します。

(注)共同引受の場合は、商品改定を行う保険会社の引受割合分のみが対象です。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の
公的年金シミュレーターはこちら



■「障がい」の表記

当パンフレット（積立年金保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ケガ保険

病気保険

携行品保険
賠償保険

保険
ゴルフ向け

サポート
長期収入

保険
社員グループ

保険
積立年金

◎引受保険会社一覧

(2026 年 1 月 1 日現在。引受保険会社は会社の指定により変わることがあります。)

【損害保険】

- ケガ保険 ●病気保険 ●賠償保険 ●携行品保険 ●ゴルファー向け保険
- 長期収入サポートプラン

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第四部 第二課

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ22階

TEL 03-6865-4157

- 自動車保険 ●火災保険

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第四部 第二課

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ22階

TEL 03-6865-4157

- 自動車保険

東京海上日動火災保険株式会社

グリーンビジネス本部 化学産業営業第二室

〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1

TEL 03-3285-0216

作成年月：2025年9月 募集文書番号：25TC-002713

- ペット保険

アニコム損害保険株式会社

あんしんサービスセンター

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階

TEL 0800-888-8256

募集文書番号：P2510-001969

【生命保険】

- 医療保険 ●がん保険

〔引受保険会社〕 アフラック

富士フィルム・富士フィルム関連会社担当：法人第二営業部

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

TEL 03-6374-1422

AF006-2025-0583 10月3日(271003)

- 社員グループ保険

〔引受保険会社〕 日本生命保険相互会社（事務幹事） 法人サービスセンター

TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号（930-2357）をお知らせください。

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く。）

- 積立年金保険

〔引受保険会社〕 日本生命保険相互会社（事務幹事） 法人サービスセンター

TEL 0120-563-924

※お問合せの際には、記号証券番号（970-91543）をお知らせください。

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く。）

保 険 種 類		万一の事故時のご連絡先
団体損害保険（三井住友海上）	ケガ保険	三井住友海上 事故受付センター 0120-258-189 （24 時間 365 日受付サービス）
	病気保険	
	賠償保険	
	携行品保険	
	ゴルファー向け保険	
	長期収入サポートプラン	
社員グループ保険 （日本生命）		富士フィルムビジネスエキスパート保険サービスセンター 0120-553-053 （土日・祝日を除く平日 10：00 ～ 15：00）
積立年金保険 （日本生命）		

お問い合わせ先／代理店・扱者

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社（FFBX） 保険サービスセンター

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 5 丁目 1 番 1 号 住友不動産新宿ファーストタワー
（受付時間 土日・祝日を除く 平日 10：00～15：00）

E メール **bxhoken@fujifilm.com**

TEL **03-6300-6745** フリーダイヤル **0120-553-053**

※音声ガイダンスから6（団体保険募集）をお選びください。（ガイダンスの途中でもお進みいただけます。）

ホームページ <https://www.fujifilm.com/ffbx/ja>